

ある古文書と木簡の出会い

日本古代史を語るうえで重要な史料に正倉院文書があります。正倉院文書は、奈良東大寺正倉院に伝来した古文書群で、約1万点とも1万数千点ともいわれ、その大部分は光明皇后のために設けられた皇后宮職、のちには造東大寺司という役所の下に置かれた写経所関係文書、また現滋賀県大津市にある石山寺の造宮に関する文書(造石山寺所関係文書)で占められています。これらは奈良時代の文書群であり、八世紀の古文書がこれほど大量に残っているのは世界的にもまれなことです。

実は、これらの文書の作成にあたっては、戸籍・計帳・正税帳などの公文書(これらを律令公文と呼んでいます)の反故(不要となり廃棄されたもの)が再利用されています。そこで、先の写経所文書の背面に当時の戸籍などが残ることになつたのです。

そうした公文に、大宝2(702)年の年紀をもつ戸籍が含まれています。御野(美濃)国戸籍と西海道(九州)戸籍です。その西海道戸籍のひとつに筑前国嶋郡川辺里戸籍があります。ここで想起されるのが、太宰府市国分松本遺跡から出土した木簡で、その内容から



「嶋評戸口変動記録木簡」と呼ばれています。戸籍そのものではありませんが、その作成に深く関わる「戸口損益帳」のような木簡と考えられています。嶋評は嶋郡の前身にあたるとみられ、木簡にも「川辺里」がみえます。さらに、同里の住人には卜部(木簡では占部)という共通のウジ名もみえます。木簡は、685年〜701年の作成と推定されていますから、わずか10数年しか違わない、同一地域の情報を含む史料が1300年の時を経て出会つたのです。

また、正倉院文書に残る御野国戸籍と西海道戸籍とでは、その記載形式が大きく異なっており、このことをどう解釈するかも課題のひとつでしたが、この木簡の記載形式をみると、西海道戸籍よりもむしろ御野国戸籍のそれと共通する点があることから、七世紀における戸籍は御野国戸籍に近いものであつた可能性が大きいと考えられるようになりました。つまりこの木簡の発見は、いままでよく分からなかつた大宝令以前における日本の戸籍制度の実態を示す史料として貴重なものなのです。